

令和8年7月発行
196号

佐世保市消費生活センターの

消費生活ニュース

「保険金で住宅修理ができる」と 勧誘する事業者要注意!



「台風による家屋の被害調査をしている」と電話があり、来訪を了承した。事業者がドローンで屋根などの点検を行った後、写真を見せられ「屋根瓦に割れている箇所がある。損害保険の保険金で修理できる。当社が保険金の申請をサポートする」と説明されたため、その場で保険金申請代行の契約をした。その後、契約書をよく読むと「損害保険金支給額の35%を手数料として支払うこと」と記載があった。冷静に考えると、保険会社への申請は自分でできる。クーリング・オフしたい。(70歳代)

ひとこと助言

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる。申請をサポートする」などと勧誘され、高額な手数料や、修理をキャンセルした場合の違約金を請求されるケースがみられます。
- 勧誘されてもすぐに契約せず、保険会社への申請手続きに不安がある場合は、まずは保険会社や保険代理店に相談して、アドバイスを求めることが大切です。



- 損害保険は自然災害などによる損害を対象としており、経年劣化による損害は対象外です。うその理由で申請するよう勧められても、決して応じないようにしましょう。
- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフができる場合があります。困った時は早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)

参考：独立行政法人国民生活センター

佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1番10号(市役所12階)

☎0956-22-2591

受付時間・8:30~17:00

閉所日・土・日・祝日、年末年始

消費者ホットライン

(局番なし)

☎188

※消費者ホットラインにするとお住まいの近くにある消費生活センターや相談窓口につながります。

【相談をする際の注意点】

- 1 相談は佐世保市民の方からのみお受けしております。
- 2 事業者の方からの相談はお受けできません。

令和7年度の消費生活相談状況が まとまりました

※上位10件を掲載しています。

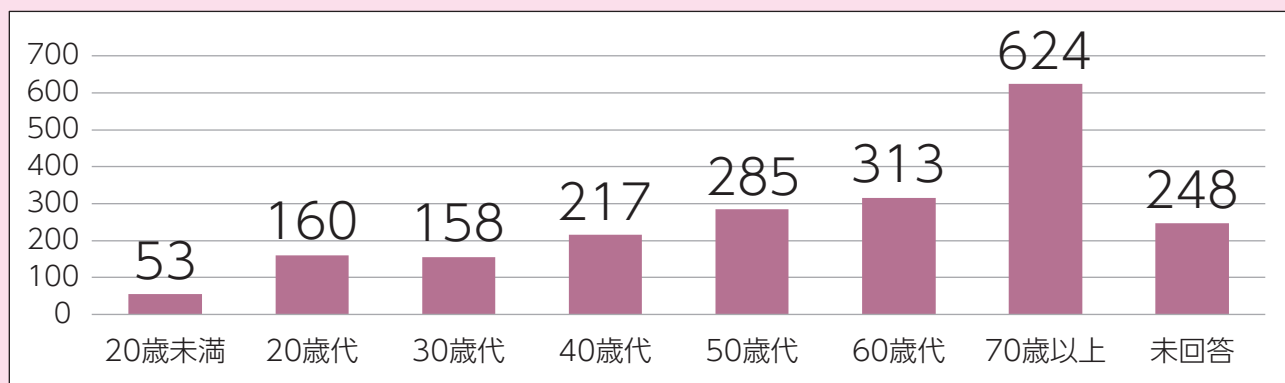
順位	商品・役務(サービス)名	件数	主 な 相 談 内 容
1	商品一般	281	架空請求や迷惑メール、身に覚えのない商品が届いたという相談、クレジットカード不正利用の相談など
2	化粧品	148	インターネットで購入した化粧水・洗顔クリーム・シャンプー等の定期購入トラブルなど
3	融資サービス	145	多重債務、過去の借金に関する相談など
4	健康食品	88	インターネットで購入した健康食品・ダイエット食品等の定期購入トラブルなど
5	工事・建築・加工	86	家のリフォーム工事や契約に関する相談など
6	他の役務	73	各種代行・紹介サービスに関する相談など
7	インターネット通信サービス	63	固定電話やインターネットの光回線の契約や解約に関する相談など
8	移動通信サービス	60	携帯電話・Wi-Fi・モバイルデータ通信などの契約や解約に関する相談など
9	レンタル・リース・賃借	59	賃貸住宅・賃貸アパートの契約や解約に関する相談、維持管理に関する相談など
10	他の教養・娯楽	49	インターネットゲーム、出会い系サイトなど娯楽・趣味に関する相談など

トラブルにあった場合や不安に思われたら、**佐世保市消費生活センター**へご相談ください。
悪質商法などによるトラブルに関する詳しい情報は、佐世保市役所のホームページに掲載しています。

令和7年度 主な相談内容について

●相談件数合計は2,058件

相談件数の合計は2,058件と令和6年度に比べて92件の増加となりました。
年代別では高齢者の方からの相談が多く寄せられています。



(図) 令和7年度 年代別相談件数

●相談に関する特徴

- 商品・役務等の相談件数をみると、令和7年度も「商品一般」が1位でした。覚えのない未納料金を請求する架空請求の相談や、迷惑メール、自分宛てに身の覚えのない荷物が届くなどの相談が寄せられました。
- 2位「化粧品」、4位「健康食品」については、SNSやインターネット上の広告をきっかけとした通信販売の定期購入契約に関する相談が多く寄せられました。
- 5位の「工事・建築・加工」では、家のリフォーム工事や契約に関する相談です。前年同期比は126.5%で、前年度と比べ非常に多くの相談が寄せられました。

●被害救済額は約6,900万円

- 佐世保市消費生活センターに相談したことにより、「支払ったお金が返金された」「支払わずに済んだ」といった被害救済額は、約6,900万円となりました。

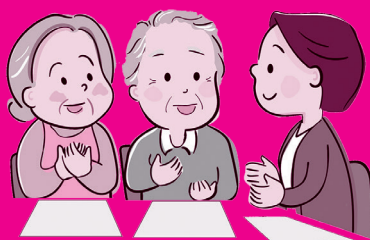


購入から時間が経過すると解約ができない場合もあります。不安や困ったことがあった場合は、早めに**佐世保市消費生活センター**にご相談ください。

◆消費生活以外のご相談(法律相談・相続相談など)は、
市役所市民相談室にお問い合わせください。

市民相談室 佐世保市八幡町1番10号(市役所12階)

電話 0956-24-1111 (内線3270、3271)



佐世保市消費生活センターの

出前講座のご案内

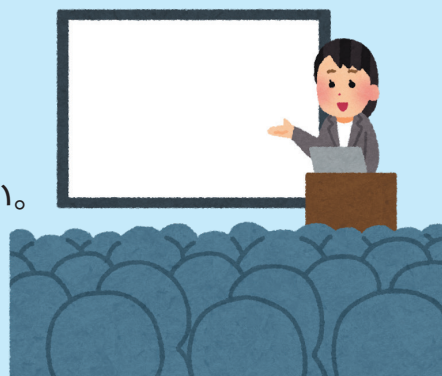
消費生活 出前講座

無料

みんなで、かしこい
消費者を目指そう！

最近の消費者トラブルの事例をもとに、被害にあう前・あった時の対処法について、消費生活相談員より説明します。

- 内 容：「悪質商法にだまされないために」
- 対 象：老人会や職場などのグループでお申込みください。
- 時 間：60分程度（土・日・祝日・年末年始を除く）
- その他：謝礼金、交通費は不要です。
会場費用はグループで負担してください。



消費者教育 出前講座

無料

学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学）や学童、PTA等が開催する消費者教育に関する授業や研修に消費生活相談員を派遣しています。

- 内 容：「かしこい消費者になろう」
- 対 象：学校、学童、PTAなどのグループでお申込みください。
- 時 間：60分～90分程度（授業時間等に合わせられます。）
- その他：謝礼金、交通費は不要です。
会場費用はグループで負担してください。

※日程調整が必要な場合がありますので、お申込みは
2か月前までをお願いします。



消費生活・消費者教育出前講座のお申込みは、佐世保市役所のホームページに掲載しています。詳しくは、インターネットで「佐世保市消費生活センター出前講座」で検索いただくか、以下の二次元バーコードからアクセスしてください。

出前講座に関するお問い合わせ先

市民安全安心課 消費生活・市民相談係 ☎0956-22-2591

佐世保市消費生活センター出前講座

検索

